一生涯のパートナー
第一生命
Dai-ichi Life Group

第一生命 年金通信

年金トピック

No.2021－15
第５号

2021 年 5 月 13 日
団 体 年 金 事 業 部

年金数理人の署名押印の見直しについて

2021 年 5 月 12 日付で第 204 回通常国会にて「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」が可決されました。これに伴い、2021 年 9 月 1 日付で、確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）第 97 条に定める年金数理関係書類への年金数理人の「署名押印」が見直しとなり、「記名」に改正されます。

改正後	改正前
（年金数理関係書類の年金数理人による確認） 第97条　この法律に基づき事業主等（略）又は連合会（略）が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類であって厚生労働省令で定めるものについては、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを次項に規定する年金数理人が確認し、記名したものでなければならない。 ２（略）	（年金数理関係書類の年金数理人による確認） 第97条　この法律に基づき事業主等（略）又は連合会（略）が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類であって厚生労働省令で定めるものについては、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを次項に規定する年金数理人が確認し、署名押印したものでなければならない。 ２（略）

条文中の厚生労働省令で定める年金数理人が確認・記名する書類は、以下のような書類です。

- 給付の設計の基礎を示した書類（様式 C2）
- 掛金の計算の基礎を示した書類（様式 C3）
- 財政再計算報告書（様式 C4）
- 決算に関する報告書（様式 C7）
- 終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその基礎を示した書類（様式 C5）

【ご参考】

○デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案第 22 条第 2 号
→https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g20409028.htm

○（年金トピック第 37 号）行政手続きにおける押印の見直しについて （確定給付企業年金関連）
→https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download.php?c=1316

○（年金トピック第 2 号）行政手続きにおける押印の見直しについて（その 2）（確定給付企業年金関連）
→https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download.php?c=1339

以上

第一生命保険株式会社